計画作成年度	平成30年度
計画主体	田子町

田子町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 田子町役場 産業振興課

所 在 地 青森県三戸郡田子町大字田子字天神堂平81

電 話 番 号 0179-32-3111 (代表)

0179-20-7115 (直通)

F A X 番号 0179-32-4294

メールアドレス takko0401a@town.takko.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、カラス、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、 アライグマ	
計画期間	平成31年度~平成33年度	
対象地域	田子町	

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(平成29年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
	飼料作物 (デントコーン) 果樹 (モモ)	195 千円 38 千円	0.51 h a 0.008 h a
ツキノワグマ	野菜(スイカ)	3千円	0.003 h a
	小 計	236 千円	0.519 h a
カラス	その他(葉たばこ)	45千円	0.01 h a
ニホンジカ	ジカ 該当なし		- h a
イノシシ	イノシシ 該当なし		- h a
ハクビシン	アビシン 該当なし		- h a
アライグマ	該当なし	- 千円	- h a

(2)被害の傾向

ツキノワグマ	毎年7~9月に、山口、川代ノ上ミ、茂市、向山、遠瀬、川倉
	平、外記平地区において、山間部の飼料作物(デントコーン)、
	果樹を中心に被害が発生しており、被害区域は年々増加傾向にあ
	る。
カラス	5~7月に、東平地区において、野菜(ミニトマト等)、葉た
	ばこの食害やビニールハウスの穴開け被害が見られている。被害
	実態の把握ができていない。
ニホンジカ	田子地区において、町内で目撃情報はあるものの、被害は把握
	されていない。
イノシシ	田子地区において、町内で目撃情報はあるものの、被害は把握
	されていない。
ハクビシン	田子地区において、町内で目撃情報はあるものの、被害は把握
	されていない。
アライグマ	近隣市町村で目撃情報はあるものの、被害は把握されていな
	٧٠°

(3)被害の軽減目標

指標	現状値(平成	29年度)	目標値(平成33年度)	
担保	金額	面積	金額	面積
ツキノワグマ	236 千円	0. 519ha	100 千円	0.3 ha
カラス	45 千円	0. 01ha	0 千円	0 ha
ニホンジカ	一 千円	— ha	- 千円	— ha
イノシシ	一 千円	— ha	- 千円	— ha
ハクビシン	一 千円	— ha	- 千円	— ha
アライグマ	- 千円	— ha	- 千円	— ha

(4) 従来講じてき	た被害防止対策	
	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する	①ツキノワグマ	捕獲に従事する
取組	(捕獲体制の整備)	猟友会会員の高齢
	・鳥獣被害対策実施隊が有害鳥獣捕獲を実	化に加え、捕獲業務
	施	の実施期間が農繁
	(捕獲機材の導入)	期と重なるため捕
	箱わな 5台	獲従事者が不足し
	(捕獲鳥獣の処理方法)	ている。
	・捕殺、放獣	
	②カラス	
	(捕獲体制の整備)	
	・鳥獣被害対策実施隊が有害鳥獣捕獲を実	
	施	
	・定期的な捕獲活動	
	(平成 29 年度は 1 回実施)	
	③ニホンジカ	
	(捕獲体制の整備)	
	・鳥獣被害対策実施隊が有害鳥獣捕獲を実	
	施	
	・センサーカメラを設置して個体数及び生	
	息域の把握調査を実施	
	(捕獲体制の整備)	
	・鳥獣被害対策実施隊が有害鳥獣捕獲を実施	
	- ^{- 旭} ・センサーカメラを設置して個体数及び生	
	息域の把握調査を実施	
	⑤ハクビシン	
	・目撃情報を収集するなど、生息域を把握	
	⑥アライグマ	
	・目撃情報を収集するなど、生息域を把握	

防護柵の設置等 に関する取組

① ツキノワグマ

農家に対する爆音器やラジオによる追払し減に効果的である い活動の指導、町単事業により電気柵購入が、未設置の農地で 費の1/2(haあたり、 44,000円上限)の補助を実施。

電気柵は被害軽 は被害が発生して おり、設置の拡大が 必要である。

ただし、電気柵を 普及するためには 設備経費の捻出が 課題である。

②カラス

被害農家に対し、被害ほ場において、爆一定の効果はあるも 音器の設置による追払い活動や放任園の除しのの、十分ではなく 去又は防鳥テープの設置等を指導。

何れの対策も一 猟友会による銃器 捕獲が必要である。 ただ、会員の高齢 化などから従事者 が不足している。

(5) 今後の取組方針

これまでは、農家に対し電気柵購入への支援、猟友会への有害鳥獣捕獲業務委 託、農家による追い払い活動等を実施したほか、鳥獣被害対策実施隊を設置し、 隊員の出動体制の強化を図り、追い払いや捕獲活動を行う。また、鳥獣の種類や 出没時期、被害状況等を把握し、対策の実施に活かし、被害農家への自己防衛手 段の意識啓発に努めるとともに、鳥獣の保護と適正な捕獲を踏まえた捕獲体制の 整備を図り、野生鳥獣による農作物被害の軽減に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

町は、農林業者からの依頼を受けて、青森県猟友会田子支部の協力を得て、町 が設置した「鳥獣被害対策実施隊」を派遣し、農作物等の被害状況確認、被害防 止対策についての助言、巡回及び追払い等の活動を行うほか、必要に応じて箱わ なやライフル銃等による捕獲活動を行う。

また、町は、効果的な捕獲活動を実施するため、関係機関と連携して、被害状 況を把握し、捕獲・追払い活動に関する情報を共有する。

ライフル銃は、大型獣(ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシ)の有害鳥獣 捕獲において、安全かつ効果的な捕獲を行なうために使用する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 31 年度	ツキノワグマ	鳥獣被害対策実施隊は、捕獲を実施する人員確
\sim	カラス	保を図り、関係団体と連携して対策を実施する。
平成33年度	ニホンジカ	また、ツキノワグマについては、既存の5台の
	イノシシ	箱わなを活用することとし、カラスについては、
	ハクビシン	小型捕獲用わなの活用を協議会で検討する。
	アライグマ	なお、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、ア
		ライグマについては、現状被害報告が無いため、
		センサーカメラなどを利用し、個体数、生息域を
		把握して、捕獲方法等を検討しながら効果的な捕
		獲活動を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

① ツキノワグマ

飼料作物 (デントコーン) や果樹 (ブルーベリー、モモ) への被害を防ぐため、加害個体を捕獲することとし、3頭とする。

② カラス

平成29年度に6羽捕獲。農作物(りんご、ブルーベリー、ミニトマト、葉たばこ)や施設(ビニールハウス)への被害があることから、加害個体を確実に減少させるため捕獲数を10羽とする。

③ ニホンジカ

被害報告はないものの、近年目撃情報が多発しており、農作物被害の発生が懸 念されるため、予察捕獲を含め可能な限り捕獲する。

④ イノシシ

被害報告はないものの、平成29年度より目撃情報があり、農作物被害の発生が懸念されるため、予察捕獲を含め可能な限り捕獲する。

⑤ ハクビシン

被害報告はないものの、近年目撃情報の報告があり、農作物被害の発生が懸念されるため、予察捕獲を含め可能な限り捕獲する。

⑥ アライグマ

被害報告はないものの、近年目撃情報の報告があり、農作物被害の発生が懸念されるため、予察捕獲を含め可能な限り捕獲する。

(過去捕獲等実績)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
ツキノワグマ	4頭	6頭	1頭	10 頭	オス5頭 メス3頭	
カラス	0 羽	0 羽	0 羽	0 羽	6 羽	

社	捕獲計画数等			
対象鳥獣	平成31年度	平成32年度	平成33年度	
ツキノワグマ 3 頭		3 頭	3 頭	
カラス 10 羽		10 묏	10 羽	
ニホンジカ 可能な限り捕獲		可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	
イノシシ 可能な限り捕獲		可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	
アライグマ 可能な限り捕獲		可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	

捕獲等の取組内容

対象鳥獣:ツキノワグマ 捕獲手段:箱わな、銃器

実施期間:通年

実施場所:農作物被害のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の危険

等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。

対象鳥獣:カラス

捕獲手段:銃器(ライフル銃を除く)、捕獲用わな

実施期間:5月~11月

実施場所:目撃情報や痕跡のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の

危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。

対象鳥獣:ニホンジカ

捕獲手段:箱わな、囲いわな、銃器

実施期間:通年

実施場所:目撃情報や痕跡のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の

危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。

対象鳥獣:イノシシ

捕獲手段: 箱わな、銃器

実施期間:通年

実施場所:目撃情報や痕跡のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の

危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。

対象鳥獣:ハクビシン

捕獲手段:箱わな 実施期間:通年

実施場所:目撃情報や痕跡のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の

危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。

対象鳥獣:アライグマ

捕獲手段:箱わな 実施期間:通年

実施場所:目撃情報や痕跡のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の

危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

大型獣(ニホンジカ及びツキノワグマ、イノシシ)の有害鳥獣捕獲において、 安全かつ効果的な捕獲を行なうために使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	なし(権限委譲済み)

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣		整備内容	
刈 家 局 影	年度	年度	年度
なし			

(2) その他被害防止に関する取組

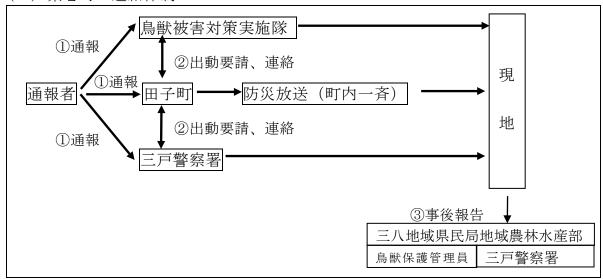
年度	対象鳥獣	取組内容
平成31年度	ツキノワグマ	緩衝帯整備、収穫物の適期刈り取り、爆音器の
~	カラス	設置、放任果樹の除去等の取組を農家に対して指
平成33年度	ニホンジカ	導する。
	イノシシ	
	ハクビシン	
	アライグマ	

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
田子町 産業振興課	・町内へ一斉に防災無線放送
	・猟友会、三戸警察署への出動要請及び連絡
青森県警 三戸警察署	• 現場確認等
	・銃器等の取扱い指導、助言等
鳥獣被害対策実施隊	・緊急捕獲の対応実施

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正に処理する。

また、学術研究等に利用できる場合は、研究機関等に提供する。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、町廃棄物担当部局と連携して、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、捕獲数が少ないため食品としての利用促進が困難である。

また、その他の有効な活用も困難である。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

協議会の名称	田子町鳥獣被害対策協議会	
構成機関の名称		役割
田子町 産業振興課	•	・被害防止対策の実施
	•	・有害鳥獣捕獲業務の決定機関
青森県三八地域県民局地域農林水産		・有害鳥獣捕獲の専門的指導、助言
部(農業普及振興室・林業振興課)		
青森県警 三戸警察署		・銃器等の取扱い指導、助言
八戸農業協同組合		・農作物被害に関する情報
三戸畜産農業協同組合		・農作物被害に関する情報
鳥獣保護管理員		・野生動物との共存に係わる助言、指導
青森県猟友会田子支部	•	・有害鳥獣捕獲業務の実施
	•	・自己防衛対策の指導、助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
なし	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊員は、青森県猟友会田子支部と、田子町産業振興課に所属する職員で組織する。

別紙1 田子町鳥獣被害対策実施隊 体制図 参照

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣対策に関する研修会等に積極的に参加する。 また、近隣市町村との連携を強化し情報の共有や対策の検討を行う。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

別紙1

田子町鳥獣被害対策実施隊 体制図

田子町長



- ・青森県猟友会田子支部、田子町産業振興課職員 から任命又は指名する。
- ・狩猟免許を所持している隊員は対象鳥獣捕獲員とする。
- ・対象鳥獣の捕獲を指示する。

田子町鳥獣被害対策実施隊 隊長 1名 隊員 23名

事務局 田子町産業振興課

平成31年3月20日現在

実施隊のおもな役割

- ・町長が指示する対象鳥獣の捕獲にあたる。
- 農地の巡回の実施。
- ・地域住民と連携した追い払い活動の実施。
- ・被害農家への啓発や防除方法の指導を行う。